

議案第57号

普通財産の減額貸付について

上記の議案を提出する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

普通財産の減額貸付について

下記により普通財産を減額して貸し付ける。

記

1 貸付けの目的

認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域交流スペースの運営

2 貸付けの相手方

東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ビル

社会福祉法人奉優会

理事長 香取 眞恵子

3 貸付物件

土地

所 在	東京都板橋区四葉一丁目16番29
地 目	雑種地
面 積	830.73平方メートル

4 貸付方法

一般定期借地権設定契約

5 貸付期間

令和5年10月1日から令和58年2月29日まで（52年5か月間）

6 貸付料

月額259,000円

貸付料は、社会経済情勢に大幅な変動があった場合を除き、原則と

して3年ごとに消費者物価指数を踏まえて改定する。

7 貸付条件

- (1) 貸付物件は、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び地域交流スペースの敷地として使用する。
- (2) (1)のほか、貸付物件の一部に、板橋区立水車公園内の徳水亭の利用者に供するための駐車場（2台分）を整備する。
- (3) 貸付物件は、転貸することができない。

（提案理由）

普通財産を減額して貸し付ける必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定に基づき提出するものである。